

あなたの地区の農業委員

問い合わせ先 津山市農業委員会事務局（市役所4階）☎32-2159

農業委員会は、市町村に設置が義務付けられている行政委員会で、公的に認められた農業者の代表機関です。農地に関する相談業務や農地の利用状況調査などの幅広い役割を担っています。各地区から選ばれた31名の委員と、農業協同組合、土地改良区、市議会が推薦した委員6名で構成されています。

各地区の農業委員（任期：平成23年7月20日～平成26年7月19日）

地区	氏名	住所	電話番号
東津山・城東・城南・中央・鶴城・城北・城西・西苦田・東苦田	大山 正志	大田	23-5708
	寺谷 守男	小田中	22-8543
高倉・神庭・滝尾・成名・高野	神田 圭介	高野本郷	26-1682
	甲田 順一	檜	29-2253
	小島 仁太郎	高野山西	26-1745
	高山 一英	綾部	29-2191
	森本 政孝	上高倉	29-2507
二宮・院庄・佐良山・福岡・福南	日笠 治郎（会長）	種	23-3190
	福田 信吾	神戸	28-0069
広野・大崎・河辺	安藤 仁三	河面	26-4550
	木梨 和昭	池ヶ原	26-0797
	目瀬 公康	瓜生原	26-2053
田邑・一宮・高田	池田 幸正	下田邑	28-2290
	勝山 修	山方	27-0947
上加茂・新加茂・西加茂・東加茂・阿波	鎌徳 豊	上横野	27-0416
	杉本 節男	加茂町知和	42-2166
	寺元 久郎	加茂町檜井	42-2689
	南都 芳明	阿波	46-2160
	藤本 学	加茂町公郷	42-4436
新野・広戸・勝加茂	山下 英男	加茂町齋野谷	42-4267
	赤堀 康弘	上村	29-0488
	内田 勝征	西下	36-4864
	岡本 憲侍	新野東	36-4693
	川崎 久夫	大岩	36-4358
大井西・大井東・大倭・久米・倭文東・倭文中	濃野 始	安井	29-2852
	青山 隆是	久米川南	57-2145
	池田 孝雄	宮部下	57-8970
	植本 幸男	神代	57-8236
	太田 裕恭	油木上	57-9988
	奥 良雄（会長代理）	坪井上	57-3830
JAつやま推薦	松岡 兆人	桑下	57-2802
JA勝英推薦	坂本 道治	日上	26-1618
土地改良区推薦	久本 寛一	新野東	36-4720
市議会推薦	山本 徳治	川崎	26-1065
	竹内 靖人	福井	29-0621
	中島 完一	東一宮	27-0358
	森岡 和雄	加茂町公郷	42-2766

農業委員にご相談ください

農地に関する相談を受けています。お気軽にご相談ください。

〈相談内容〉

- 農地の売買・贈与など権利の移動
- 農地の転用
- 農地の貸し借り
- 農業者年金のこと
- その他農地に関すること

届け出が必要です

次のような場合は、農業委員会へ届け出てください。

- 相続や遺産分割、時効により権利を取得した場合
- 法人の合併や分割などによって農地法の許可を受けずに権利を取得した場合

9～11月

農地パトロール月間（農地利用状況調査）

優良農地の確保と有効利用に向け、遊休農地の発生防止と解消、意欲ある農業者へ農地を集積していくため、農地の利用状況調査を行っています。

調査の際、農地内に立ち入ることもあります。ご理解とご協力をお願いします。



▲農地利用状況調査の様子

国民健康保険証が更新されます

10月以降に病院で受診する時は、**新保険証を必ず提示してください**。国民健康保険（国保）の保険証は、年に1度更新されます。現在お持ちの保険証（緑色）の有効期限は「平成23年9月30日」です。新しい保険証（クリーム色）を9月下旬に郵送しますので、記載事項を確認してください。

有効期限に注意！

新しい保険証の有効期限は「平成24年9月30日」ですが、次のいずれかに該当する人は、有効期限が平成24年9月30日以前の日付になっています。

条件	有効期限
平成23年10月2日～平成24年9月30日の期間に75歳になる人	後期高齢者医療制度に加入するため、75歳の誕生日の前日
退職者国保であり、平成23年10月2日～平成24年9月1日の期間に65歳になる人とその家族	一般の国保に切り替えとなるため、65歳の誕生日の月（誕生日が1日の場合は前月）の末日

該当者には、有効期限が切れる前に新しい保険証を送付します。



期限切れの保険証は？

はさみで細かく切って捨てるなど、自身で処分してください。

保険証の裏面が変わりました

臓器移植に関する法律が改正され、保険証の裏面に臓器提供の意思の有無を記載できるようになっています（記入は任意）。

臓器移植に関する問い合わせ先

社団法人日本臓器移植ネットワーク
 1ヶ所 ☎0120-78-1069
 （携帯電話からは☎03-3350-212071）

国保Q&A

Q 先月就職した会社で新しい保険証をもらいましたが、国保の保険証がまだ届きました。どうすればいいでしょうか？

A 資格の変更があれば届け出てください。放っておくと、保険料の二重払いにもなり得ますので、保険年金課または各支所市民生活課で手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- 新しくできた保険証（会社の保険証）
- 国保の保険証
- 世帯主の印鑑（認印）

医療費も節約できます



皆さんが納める国民健康保険（国保）料は、病院で受診した時の医療費に使われています。

高齢化による医療費の増加や経済不況の影響で、国保財政は非常に厳しく、この状況が続くと国保の財源が不足し、皆さんの保険料の負担額が大きくなります。

次のポイントに注意することで医療費の節約につながります。

- 1 重複受診はやめましょう**
 同じ病気でいくつもの病院にかかったり、症状が改善しないからといって、次々と医療機関を替えることは、診察、検査などの繰り返しになり医療費がかさみます。
- 2 時間外・休日診察はなるべく避けましょう**
 急病などを除いて、診療時間内に受診しましょう。時間外受診は割増料金がかかります。
- 3 かかりつけ医（ホームドクター）をもちましょう**
 気軽に相談でき、信頼できる医師が身近にいると安心です。（6ページに関連記事あり）
- 4 薬を正しく使いましょう**
 医師の指示以上に薬を欲したり、自己判断で薬を使用したりすることはやめましょう。
- 5 後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用しましょう**
 ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品で、費用が安くなる薬もあります。ジェネリック医薬品の使用を希望する場合は、医療機関や薬局に気軽にご相談ください。
- 6 毎年、健診を受けましょう**
 健診で病気を早期発見できれば健康を維持でき、医療費の節約につながります。

問い合わせ先 保険年金課（市役所1階7番窓口）☎32-2071または各支所市民生活課